

平成23年9月1日

7月26日から新しく当選された議員の方々の任期が始まり、7月28日に開催された臨時会において、新たに谷口議長、大沢副議長など、議会の役員構成も決まり、新たなスタートをしていただきました。

これからも、この御嵩町議会の場で、議員の皆様と共に、御嵩町が町民の皆様にとってより住みよいまちとなるために、町民の視点に立ち、前向きで活発な議論がなされることを期待しております。

8月29日、民主党は菅代表の辞任を受け、国会議員による代表選を実施し、決選投票の末、野田佳彦代表を誕生させました。

翌30日、衆参両院に於いて、野田民主党新代表が、第95代62人目の首相に指名されました。現在は菅代表が「職務執行内閣」として続投されている状態にあります。

政権交代を訴え、国民は期待を膨らませ誕生した民主党政権ではありましたが、二年足らずで三人目の総理となり、自民政権の末期と大差のない状況で、国民の政治離れに拍車をかけるのではないかと、懸念されるところであります。

野田新総理には、民主主義の基本である情報公開と説明責任をしっかりと果たしていただき、喫緊の課題にスピード感を持って取り組み、答えの出せる内閣を組閣していただきたいと、切に望む次第であります。

今回は、新しい議会の中で、私の選挙時のマニフェストをご説明する初めての機会となります。

そのマニフェストの中で、前回の定例会で触れることができなかつた点につきまして、順を追ってご説明させていただきます。

【災害に強いまちづくり】

7.15災害や東日本大震災が発生し、御嵩町において災害に強いまちづくりの政策を考える上で、様々な教訓を得ることとなりました。

私は、8月1日から3日まで、仙台市を拠点に周辺の多賀城市、七ヶ浜町、大衡村、宮城県庁、さらに栃木県那須塩原市を視察いたしました。この視察には、小原岐阜県議会議員も同行され、避難所やボランティアセンターの運営、地震による亜炭廃坑の陥没被害状況および復旧の財源や方法、さらに原発事故による放射能汚染の対応などについて、貴重な情報が収集でき、大変有意義なものになりました。

七ヶ浜町では、今後1回を残していますが、今まで3度にわたり御嵩町の消防団員や職員がボランティアに参加しております。このボランティア活動の目的は、作業を通じて被災地に貢献することが第一ですが、参加者一人一人が被災地の現場を実際に見ることで、災害対応の想像力を養っていただくことを期待しておりました。参加した職員からレポートの提出がありましたが、それぞれの立場から、体験の中で学んだ内容や、防災に生かすべき提案等が記されており、今後の大規模災害時の対応能力の向上に大きく寄与できるものと感じております。

こうした中、8月23日未明に、御嵩町内で豪雨により6件の床下浸水の被害が発生しましたが、午前3時35分に土砂災害警戒情報が発令された後、速やかに避難所4か所を開設すると同時に、国道21号バイパスアンダーパス部の通行止めや、町内全域のパトロール等安全対策を実施しました。幸い被害は少なかったものの、この時の対応は、7.15災害などの教訓

が生かされたものと評価しております。なお、この災害の報を聞きつけられた那須塩原市より、いち早くご心配の連絡があったことを申し添えます。

今後の自治体には、「防災力」「減災力」が問われると考えております。

事前の対策や平時の備えを適切に行うことで被害軽減が可能であり、そのためには、具体的な目標や問題点を官民が連携して提示し、社会全体で共有することが必要であります。

このためには、9月4日に実施する防災訓練を実りあるものとし、消防団や自治会長を交えた防災対策会議の開催、さらに地域のリーダーの育成を通じた自主防災組織の強化再編を実施したいと考えております。

東日本大震災から半年が経過しようとしておりますが、私はこの震災により、人生観が大きく変わるほどの衝撃を受けました。これまでは、例えば大地震が発生し、家の下敷きになり命を落としたとしても、それは自分の人生として諦めざるを得ないという考えを持っておりました。しかし、今回の震災によって首長の命が奪われた被災地の現状を目の当たりにし、大切な家族や財産を失い、そこでの生活に長期間苦しむこととなる住民の方々のことを思えば、どのようなことがあっても生き延びねばという思いを強く持ちました。

私は、この町で生まれ、この町で育ち、そしてこの町で仕事を始め、12年間の議員生活、そして町長を1期務めさせていただきました。いわば生粋の「御嵩っ子」であります。

もしこの御嵩町が被災したならば、人一倍愛着のあるこのまちのため、責任を持って全力を尽くし、次に町政を担う方にバトンタッチするまで職責を全うすることが、町民の皆様へ信託された町長の責務であると、今一度決意を強くするものであります。

震災の被害を受けた地域が、今後は一日も早く「復旧」から「復興」へ移行し、日本が力強く立ち直っていくことを願ってやみません。

【安全なエネルギー政策】

3月11日に東北地方を襲った地震と津波は、計り知れない被害をもたらしていますが、この自然現象をきっかけに「人災」とも考えられる事故が発生しました。東京電力福島第一原子力発電所は、地震と津波の影響で、全電源が失われた後に、冷却水の喪失からメルトダウン、そして大量の放射性物質の大気中への放出など最悪の事態に陥り、今なお収束していない状況であります。情報の精度という点でも問題を投げかけています。

東日本大震災や福島第一原発における事故は、今もなお国民生活と産業活動に深刻な影響を与えておりますが、何よりも優先すべきことは、原発の事態の早期収束、事故の原因究明、安全対策の見直しであります。

今回の原発事故により、我が国では、「エネルギーの安定供給」、「原子力の安全確保」というエネルギー政策の根幹が揺らぐこととなりました。国は、「国民生活・経済活動の基盤としてのエネルギー」という原点に立ち返り、今回の未曾有の災害の経験を我が国の力強い再生に繋げるべく、原子力を含むエネルギー政策のあり方について総合的な見直しを行う必要に迫られております。一方、我々地方自治体にとっても、住民の生命と暮らし、地域の生活環境を守る最前線の行政機関の立場から、このエネルギー政策が今まで以上に重要になってきたと位置付けております。

「議論のできない国」「結論の出せない国」「覚悟のできない国」

いつから我が国はこのような状態の国家・国民となったのでしょうか。

現在の基本発電は、安定供給の条件を満たすものとして、「火力」「水力」「原子力」の三発電に「地熱発電」が加えられると言われております。

しかし、このいずれにもリスクが伴い、デメリットがあります。

これらを議論し、覚悟をもって結論を求め、私たち国民が次世代に対し責任を持つべき時期

になったと考えます。

リスクやデメリットについては高低、多少様々ですが、補助的発電についても同様とは考えております。

このように考えつつ、私は、震災発生前から環境・エネルギー政策に取り組んでまいりました。しかし、この分野は、町民や事業者の幅広いご理解と参加がなければ、実現はできません。まさに、私が1期目より町政のキーワードとして掲げてきた「情報公開」と「地域で行動」が求められる政策分野であります。

エネルギー・環境分野における最近の国、県の動向を見ますと、国における家庭用太陽光発電の導入補助、余剰電力の買い取り制度や、県において、可児市の花フェスタ記念公園に設置した「次世代エネルギーパーク」での実証実験などがあります。

太陽光発電は、クリーンなエネルギーである点や、防災上の観点から一種のブームが到来しておりますが、一方、一般の町民目線に立てば、太陽光発電とはどういうものか、どれくらいの発電量が見込めるのか、導入時の費用対効果など、まだまだ分かりにくい点が多く、家庭への導入を踏みとどまらせる原因となっております。

行政の最前線にある市町村の現場においては、こうしたブームだけでなく、行政が「正しいデータ」に裏付けられた「明確なビジョン」を示し、町民の皆様にご理解いただかなければ、地域ぐるみの行動にはつながっていかないと考えております。

これまでの御嵩町の取り組みをご紹介しますと、まず、町民にご理解いただくための「データ」を広くお示しするものとして、岐阜大学と連携し「御嵩町太陽光発電量マップ」を作成・公表いたしております。

これは、町内の家庭、事業所の位置ごとに太陽光発電を設置した場合の期待発電量が瞬時に判る表示が地図内に示されており、50メートルメッシュでこのようなデータを提供するのは自治体としては岐阜県内ではもちろん初めてで、全国的にも先進的な取り組みであり、これらのデータは町ホームページで公表しております。

また、「御嵩町クリーンエネルギービジョン」を策定し、日射量が多く、日本全体の平均よりも1割程度は多く発電できるという御嵩の良好な自然条件を生かしていくという「ビジョン」を明確にいたしました。これらの事業展開は、国、県のご理解を得られ、全額を国の委託料、これは総務省の緑の分権改革推進事業という事業で、実施することができました。

さらに、リーマンショック経済対策の交付金を充当し「御嶽宿さんさん広場」を整備し、モデル施設として太陽光発電やLED照明を設置いたしました。これは、名鉄御嵩駅前の活性化も念頭においての施策であり、この取り組みは優秀照明施設として照明学会の東海支部長賞を受賞いたしました。

こうした流れを踏まえ、2期目には次のステップとして、これまでの成果を活用し、町民の具体的な「利益」に結び付ける段階に進むべきであると考えております。

まず、第一に、家庭用太陽光発電の導入促進に向けた支援制度の制度設計を進めて参ります。昨日閉会した第177回国会におきまして、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が、菅内閣最後の仕事というような位置づけで成立いたしました。政府原案が大きく修正されているようであり、町の支援制度につきましては、関係法令の内容を見定めながら、真に実効性のあるものとなるような設計内容とし、実施に移す考えです。

第二に、東日本大震災の経験に学び、「クリーンエネルギーと防災」という視点で事業を進めてまいります。まず、そのモデルを紹介するイベントを、「御嶽宿わいわい館」で本日より5日間実施しております。これは、太陽光発電の電力の防災対策への活用について実証し、災害対策としての効果を体感していただくものです。内容をご紹介しますと、「蓄電池」との組み合わせにより、停電時の照明や、テレビ・ラジオ・携帯電話などの情報機器への活用につい

てなどがあります。さらに、将来は「電気自動車」との組み合わせにより、ガソリンが不足した際にも避難所への物資運搬や高齢者等の災害弱者支援の「足」を確保することなどを考えております。これに関連して、県の全額補助により電気自動車を導入いたします。

このように、施策の継続性を確保しつつ、着実に安全なエネルギー政策を進めてまいりますが、同時に、災害時に強いまちづくりに向け、モデル避難所として、太陽光発電・蓄電池・貯水槽、更には太陽熱利用といった再生可能エネルギーの整備・活用や、ガスコージェネレーション・LPガスバルクとの組み合わせなど、新たな政策提案を国や県に行っているところです。

【亜炭鉱廃坑問題の解決に向けて】

亜炭鉱廃坑問題は、原発問題と同じ問題構造・図式であると感じております。

この二つの問題は、いずれも国のエネルギー政策を推し進めた結果、内包していた危険性が露呈し、後に大きな被害をもたらすこととなりました。鉱業権の許可を出した国は、その際に後に大きな負の遺産となることを慎重に考えたでしょうか。今となっては、何の前触れもなく発生する陥没被害の復旧に追われ、さらにこの地方で発生するおそれがある大地震に対し、どう対策をすればよいのか頭をかかえる状況であります。

先ほど申しあげたように、東日本大震災による特定鉱害の陥没状況や復旧方法につきまして視察しておりますが、宮城県庁での説明の中で、今回の震災に起因する深さ 50m以内の坑道跡の崩壊によって発生した損害につきましては、国の補正予算として約 2 億 5,000 万円が措置され、さらに事業実施のため、「旧鉱物採掘区域災害復旧費補助金交付要綱」が制定されたとお聞きしました。これを御嵩町に置き換えれば、将来地震に起因する被害が発生した場合の復旧方法の前例になるのではないかと理解しております。

鉱害問題は、被害が発生した時の「対応」と、将来発生するおそれのある被害の「対策」とは区別して考えなければなりません。これからの「対策」を考えていく新たな組織展開として、職員をメンバーとする「御嵩町亜炭鉱廃坑対策プロジェクトチーム」を発足させました。このチームの取り組みとして、この問題の解決に向けてどのような「対策」が有効であるか、また「対策」に向けてどのような要望・行動をすれば適切であるのか調査・研究していきます。今後はこのプロジェクトチームを軸に、町の英知を結集し、有効な施策を実施していく決意で臨みます。

根本的な鉱害対策をしようとする、そのために莫大な費用を必要とします。このため、国へ要望をしてもなかなか動かすことができないのが現状でした。しかし今回、国はリスクにさらされた国民を守るため、予想される電力不足と引き換えに、浜岡原発を全面停止させることを決断しました。国民の生命や安全に注目されている今こそを契機ととらえ、県内の同じ問題を抱えている自治体と共に、この問題の対策を強力に要望していこうと考えております。

【上之郷無水道地域の解消】

上之郷無水道地域の解消につきましては、選挙の前後を通じて私の考えはいささかも変わっておりません。

いま水道がなくお困りの方々に、上水道のあることが当たり前の生活をしていただけるよう、少しでも早く事業を実施するだけあります。

事業の認可取得も昨年度に完了しており、今年度は平成 24 年度の本着工に向けた実施設計委託業務や、国庫補助金の要望を予定しております。

事業実施に際しては、事業総額を抑えるためにできる限り経済的な工法を採用し、粛々と事業を推進してまいります。

【常設型住民投票条例の設置】

平成9年1月に、「御嵩町における産業廃棄物処理施設の設置についての住民投票に関する条例」が施行され、同年6月にあの歴史的な住民投票が実施された結果、産業廃棄物処理施設設置について圧倒的な反対票が投じられ、その後の経過につきましては皆さんご存知のとおりであります。

この条例は、この案件一度限り有効、いわば使い捨ての条例であります。

町政を進めるにあたり尊重されなければならないのは、町民の皆様の意思であります。住民投票は、この意思を確認させていただくための大きな判断材料となります。

今後町を揺るがす重要な局面に臨む場面で、大きな決断を下す際には、町行政の民主的かつ健全な運営を図るために、住民投票を活用するのが有効な手法であります。そのために、必要な常設型の条例を設置し、住民投票を実施しやすい環境を整備したいと考えております。

間接民主制と、直接民主制との解釈のテーマはありますが、前向きに考えてまいりたいと思います。

【名鉄広見線対策】

次に名鉄広見線についてであります。

町としては、町民の皆様の意識を昔からの鉄道が残ってくれば、という情緒的なものから、鉄道存続の本質的な意味を御理解いただいた上で、自分たちの大切な鉄道を乗って残すという意識に変化させていただくよう、積極的な働きかけをして参りました。

この名鉄広見線の存続問題は、町行政による利用促進策の展開だけでは限界があり、議会のご理解、ご協力は言うまでもなく、町民の皆様一人一人の意識改革と行動が鍵となります。

平成22年度の利用者数につきましては、名鉄より約99万5千人という数値が示されております。平成21年度の実績、約100万9千人から、約1万4千人の減となっており、平成21年度比で1.4%の減であります。内訳といたしましては、定期外が3.8%の増、通勤定期が0.8%の増でほぼ横ばいであったものの、通学定期が4.1%の減で、これが全体を引き下げた大きな要因となっております。

御嵩町と可児市が実施する年間1億円の運行費支援と活性化計画の期間は平成22年度から24年度の3年間であり、本年度は今後の流れを左右する重要な年であります。

まさに今が正念場、という認識のもと、町民への普及啓発を一層強化いたします。

併せて、利用者数を大幅に減少させる原因となった東濃高校の生徒数の減少を食い止めるため、県に働きかけをしつつ、御嵩町として、具体的に、どのような支援・取り組みができるのかの検討を始めたところです。

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」第6条の規定に基づく、いわゆる法定協議会につきましては、既に当議会においても議員発議により法定協議会設立に関する決議が全員一致で可決されているところであります。

法定協議会を設置した場合には、名鉄には法令上の応諾義務があります。しかし最も重要な点は、存続協議の段階において、自治体、名鉄等交通事業者、住民の役割分担をいかに明確にし、合意形成を図っていくかであります。

法定協議会を設置する以上、失敗は許されないという認識のもと、御嵩町の独り相撲の法定協議会とならないよう、可児市との連携を強め、名鉄のご理解、議会や町民の皆様のご支援のもと、年度内を目途に存続に向けた枠組み作りに取り組んでまいります。

御嵩町議会の皆様にも、特に可児市議会への働きかけを、よろしくお願いしたいと思います。

【若者の定住化】

次に若者の定住化についてであります。

町民の皆様より、「大学卒業後、御嵩町出身の優秀な若者が遠くの企業へ就職することにより、御嵩町内に定住しない。その対策として何か良い考えはないか。」という話をお聞きしております。

若者の定住化は、人口の減少を防ぎ、町税の確保や地域経済の活性化の観点からも重要な施策の一つであります。

さて、グリーンテクノみたけには大変優良な企業が操業しておられますが、そのことをご存知でない父兄の方がおられるように思います。中には、会社の業務の中で英語が飛び交う企業や、御嵩町出身の方に経営を任せたいという企業もありますが、魅力ある企業がすぐそこにあるのに、まだまだその情報が浸透していない状況であります。今後はこうした情報を父兄の方や子どもたちへ発信するため、工場見学等企業を紹介する企画を展開し、町内企業への就職促進を図ることで、若者の定住化に繋がればと考えております。

【里山保全の強化】

次に里山保全の強化についてであります。

町内の山林では、戦後からスギやヒノキを植林してきましたが、木材の輸入自由化に伴い、国産材の価格は三分の一に暴落し、出荷すれば赤字が出るのが実情であります。

このため、経営意欲は減退し、放置林が増えており、加えて、高齢化、後継者難、都市部への移転による所有者の不在化が追い打ちをかけ、山林の荒廃が進んでいる状況であります。

こうした中、森林組合が山林の所有者と長期契約を結び、経営を引き受ける事業を実施していくことを考えていきたいと思っております。

これは、経営の成り立つ林業への転換が主目的ですが、山の荒廃を防ぐ取り組みとしても着目したいと思っております。こうして大規模経営に切り替えることで、個別経営よりも高収益が見込め、利益が出れば配当として所有者に還元していきます。

森林は「緑の社会資本」と呼ばれています。木材生産のほか、生態系の保全、二酸化炭素吸収による地球温暖化の緩和、土砂災害防止、水源かん養などに大きな役割を果たしているからであります。

御嵩町では、災害に強い森林づくり、里山保全の強化のための人づくりや仕組みづくりの推進、森林資源の活用のための間伐材等の利用やきのこ林の造成の3点を基本とし、森林の荒廃に歯止めをかけ、里山保全の強化をしていきたいと考えております。

【介護予防対策の推進】

介護予防対策の推進について申し上げます。

これまでも介護予防事業の拠点として、駅前に「みたけ健康館」を整備してまいりました。

開館以来、利用者の方も多く、また利用された方の追跡調査の上でも、この介護予防事業が有効であることは明らかであります。

今後もこの事業を推進していくうえで、町内にある既設の施設を活用し、トレーニングマシンを設置することで、運動のできる環境を町内各所に追加整備することを考えております。

御嵩町も高齢化が進んでおります。しかし、「元気な高齢者」を増やすことで、少しでも健康寿命を延ばし、介護保険財政の悪化を食い止めるような施策を実施していきます。

【議会の土日・夜間の開催について】

議会の皆様へご提案申し上げます。

現在、平日の昼間に開催している議会を、土日・夜間に開催する件であります。

主たる理由は二点ございます。まず平日昼間に傍聴に来ることができない町民の皆様を対象に開催する、また、今後あらゆる立場の方々が議員となり町政への参加をしやすいするための二点であります。これを議会改革の一つとしてご検討いただければと考えております。

重要なのは、「なぜ土日・夜間議会を開催するのか」ということです。町民の皆様と町政との距離を縮めて、議会を身近な存在にするための取り組みの一つとしてあるのが土日、夜間議会だと思います。自分が投票した議員の方々が当選した後、どのように議会で活躍しているのかについて議場で確認することができることは、望まれていることではないでしょうか。

また、現在のところ私は定員12名で決して多いとは思っておりませんが、社会情勢を見る限り、議員報酬を上乗せすることは現実的ではありません。選挙期間中多くの現役世代と話した限り、最大のネックは収入にあることは歴然としております。その解決策の一つとしてのご提案であります。

御嵩町においても、政治に対する無関心が広がり、政治離れが進んでいる状況は、今回の同時選挙の投票率に表れていると感じております。土日・夜間議会を開催し、少しでも関心を取り戻すことが重要だと考えておりますので、今後の課題の一つとしてご検討いただければと思います。

【デマンドバスへの取り組み】

最後に、デマンドバスについてであります。

町内では、現在、「ふれあいバス」、「ECOバス」を運行しておりますが、利便性の向上、利用者の減少、費用対効果、名鉄との連携など、多くの課題があると考えております。

これらの課題に対応するため、デマンドバスも含め、町のバス路線のあり方を議論する「公共交通会議」を、年度内に開催する予定であります。

まずは、この「公共交通会議」のワーキンググループという位置付けで、公募委員を含めた「公共交通研究会」を立ち上げており、既に会議を2回開催しているところです。

また、公共交通について考える地域懇談会を各地区公民館で開催し、さらに、各種団体の会合等にお邪魔させていただき、バス運行の形態やデマンドバスについての意見をお聞きしております。

今後は、岐阜県地域公共交通協議会の方向性を確認しつつ、町としてのデマンドバスの運用やあり方などを決めさせていただき、御嵩町の諸条件にマッチした、利用者にやさしい仕組み作りを、スピード感を持って進めて参ります。

以上でマニフェストに関する説明を終わりますが、さらに町政についての考えを述べていきたいと思っております。

【県との人事交流の継続】

3年にわたり活躍していただきました堀参事の後任として、4月より岐阜県から三輪参事を派遣していただいております。三輪参事は県庁でエネルギー施策を担当されていたこともあり、これから展開しようと考えているクリーンエネルギーの分野で力を発揮していただきます。さらに財政と企画を担当する参事ということで、県で培ったノウハウを精一杯活かしていただくことを期待しております。また、本町若手職員も同時に県へ派遣しており、県との人脈の構築と、人材づくりに資するものと考えております。

【産業廃棄物処理施設設置計画問題】

前沢地区における産業廃棄物処理施設設置計画について、前沢および津橋自治会から、町に対して計画の阻止について要望書が提出されました。同時に議会に対しても請願書が提出され、第1回定例会で採択されております。一方で、御嵩町環境審議会で慎重な審議の後、周辺住民の生活環境保全上の問題がある施設と判断され、知事に対し許可を下さないよう積極的に働き掛けられたいとの内容の答申をいただきました。

さらに、去る6月17日に、地元の1,468人の方々の署名が、許可権者である県へ提出されております。

町長として、こうした各方面から意思を示されたことに関しては、当然尊重すべきものとして受け止めております。

こうした中、3月に計画業者に対して公開質問状を提出し、4月にそれに対する回答が返ってまいりましたが、内容を精査した結果、到底満足できる内容であるとは考えておりません。

私には、町民の皆様の安全を守る責任があります。今後も町長としてどういった行動をとるのが適切かを判断し、あらゆる想定をしながら対応していきたいと考えておりますので、議会としても意見書の決議等を含め、さらなるご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

最後になりましたが、今回議案として提出いたします案件について、若干述べさせていただきます。

今回提案の一般会計補正予算関連について、主なものをご説明いたします。

まず歳入についてですが、普通交付税の額の確定により1億3,895万9千円の増、特定鉱害復旧事業費負担金として7,210万円の増、交付税の増額に伴う財政調整基金繰入金の4,100万円の減、臨時財政対策債の4,330万円の増などを計上し、歳入補正額合計は2億4,860万4千円の追加となっております。

次に歳出であります。普通交付税の増額補正に伴い財政調整基金積立金が1億2,000万円の増、特定鉱害復旧費として7,810万円の増などを計上し、歳出補正額合計は2億4,860万4千円の追加となっております。

以上、今回の町長選挙の立候補にあたり表明したマニフェストについてご説明させていただくとともに、一般会計補正予算の概要について、ご説明申し上げます。

新内閣の誕生、震災の発生と対応、円高をはじめとするリーマンショック後の経済情勢等、御嵩町をとりまく環境は刻々と変化しております。

こうした中で、平成18年に策定した「御嵩町第四次総合計画」は、計画期間である平成27年までの中間年を迎え、前期5年間の実績を評価した上で「後期基本計画」を、この7月に策定しております。

「後期基本計画」は、それぞれの行政分野の施策はもちろん、総合計画の将来像である「ひと・みどり・ものづくり～いきいき十字路タウンみたけ～」を実現するために大きな部分を占める重点プログラムについても見直しています。また、「後期基本計画」の全体にわたって、町民と事業者、行政の協働による取り組みが重要であることを示しております。突発的な事案への対応に多忙を極める日々であれ、長期ビジョンに基づいた「まちづくり」を停滞させることはできません。

私は、これからも御嵩町がどうあるべきか町民や議員の皆様と共に議論を重ね、自然に恵まれたこの御嵩町の将来の姿を描いていきたいと考えております。

今回提案いたしますのは、平成 22 年度の決算認定 7 件、人事案件 2 件、一般会計補正予算案など予算関係 6 件、条例関係 1 件、工事請負契約の締結 1 件、都合 17 件であります。

後程担当から詳細についてご説明申し上げます。よろしくご審議の程お願いいたします。
長時間にわたりご静聴ありがとうございました。

引き続き、皆様のご理解、ご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。